同志社大学大学院司法研究科

2020年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を貸与）

試験時間：90分

講評会：なし

第一問

　日本に住所を有する甲国人Xは、日本に住所を有する日本人Yに対する自らの貸金債権について、その保証をする旨の合意を甲国に住所を有する甲国人Zから受けた。Xは、甲国で訴え(「甲国訴訟」)を提起し、Yに対して本件貸金債務の履行を請求するとともに、同請求に併合する形で、Zに対して本件保証債務の履行を請求した。Yは、甲国の国際裁判管轄を争ったが、甲国裁判所は、両請求を併合し、本案審理を始めた。そこで、Yは、Xを相手取って、日本で訴え(「日本訴訟」)を提起し、本件貸金債務の不存在確認を請求した。以上の事実関係の下で、次の各小問に答えなさい。なお、それぞれの小問は、互いに独立しているものとする。

(1) Xは、日本訴訟の却下を求めた。その理由として、本件貸金債務の存否に関して、甲国訴訟との間で矛盾判断が生ずるおそれがあるなどと主張している。裁判所は、どう判断すべきか。(期末試験総点80点中15点)

(2) 甲国訴訟が先に進行し、XのYに対する請求を認容する判決(「甲国判決」)が下され、確定した。日本訴訟において、Xは、Yの請求を争うために、甲国判決を援用した。これに対して、Yは、甲国には間接管轄が認められないと主張している。Yの主張の論拠と当否を論じなさい。(期末試験総点80点中10点)

(3) 甲国訴訟が先に進行し、XのYに対する請求を認容する判決(「甲国判決」)が下され、確定した。その後、日本訴訟において、Yの請求を認容する判決(「日本判決」)が下され、確定した。Xは、Yを相手取って、甲国判決の執行判決を請求(「本件請求」)して、日本で訴えを提起した。本件請求は、日本判決によって妨げられるか。(期末試験総点80点中10点)

(第二問は次頁に記載)

第二問

　X (日本人男)とY(甲国人女)は、日本で婚姻生活を開始し、両者間に子W(日本人)が出生した。その後、YはZ(甲国人男)と懇意になり、Xに無断で、10才になるWを連れて甲国に帰り、以後甲国において、WおよびZと共に暮らしている。甲国に帰国してから2年後、Yは、Xを相手取って甲国で訴えを提起し、Wの養育費の支払いをXに命ずる判決(「甲国判決」)を得て、当該判決は確定した｡他方、Xは、Yを相手取り、不貞を理由として離婚を請求し、日本で訴え(「本件訴訟」)を提起した。なお、Xは本件訴訟に先立ち、Yを相手取って、日本で離婚調停を申し立てたが、調停は成立しなかった。以上の事実関係の下で、以下の各小問に答えなさい。

(1) 本件訴訟について、日本に国際裁判管轄が認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) 本件訴訟において、次の請求もなされたとする。それぞれにつき、日本に国際裁判管轄が認められるか。(期末試験総点80点中各5点)

(i) XがYに対して、不貞を理由とし、慰謝料の支払いを併合請求した。

(ii) XがZに対して、不貞を理由とし、慰謝料の支払いを併合請求した。

(iii) YがXに対して、反訴により、不貞を理由とする慰謝料債務の不存在確認を請求した。

(3) 本件訴訟において、裁判所が離婚請求を認容する場合、Wの親権者指定について裁判をする国際裁判管轄は認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(4) Yは、甲国判決の執行判決を請求し、日本で訴えを提起した。これに対して、Xは、甲国には間接管轄が認められないと主張している。Xの主張の論拠と当否を論じなさい。(期末試験総点80点中10点)